

《プレミアム付デジタル商品券の加盟店を募集します》

豊能町では、行政課題をICTなどの新技術を活用して住民サービスやQoLの向上を目指すスマートシティに向けた取組みを進めています。

その取組みの一環として、住民への便利なインフラの提供と地域経済の活性化に貢献するため、町内の店舗で使用できる20%のプレミアムが付いた『とよのんプレミアム付デジタル商品券』を発行いたします。

加盟店ご希望の店舗は、本事業の主旨にご賛同いただき、裏面の申込書に必要事項をご記入の上、5月12日(木)までに豊能町商工会FAX (☎ 739-2285)、豊能町役場FAX (☎ 739-1980) 又は商工会窓口でお申込みください。

申込みにあたり、下記の日時で商品券加盟店様に向けて説明会を実施しますので、参加を検討される場合はご参加ください。なお、説明会に参加しない場合でも、申込みは可能です。

【加盟店説明会実施日時】

- | | | | |
|-------|----------|--------|--------------|
| <第1回> | 5月10日(火) | 19:00~ | (西公民館 大会議室) |
| <第2回> | 5月11日(水) | 19:00~ | (中央公民館 大会議室) |
| <第3回> | 5月12日(木) | 19:00~ | (西公民館 大会議室) |

問い合わせ先

まちづくり創造課(田中、永尾)

電話: 072-739-3412

【事業概要】 とよのんプレミアム付デジタル商品券(プレミアム率20%)

内容: 12,000円分のデジタル商品券を1セットとし、10,000円で販売いたします。

1世帯あたり3セット(36,000円分)を上限として申込みできます。

対象者: 町内在住者

※詳細は、広報紙やチラシ配布などを通じてご案内いたします。

登録資格: 豊能町にある事業所とします。

※登録料、換金手数料、決済手数料のご負担はございません。

【利用期間】 令和4年7月1日(水) ~ 令和4年12月31日(金)

【ご注意】

この商品券は、ビール券、お米券、図書カード、他の商品券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや、決済収納代行業務に伴う支払い、国・地方公共団体への支払い(公共料金、社会保険料、介護報酬等を含む)、たばこの購入、また、公序良俗に反するものには利用できません。

【その他】

この商品券は、従来の紙の商品券ではなく、スマートフォンを用いたデジタル商品券です。

加盟店には、スマートフォンやタブレットなどの決済端末機とインターネット回線が必須です。

7月1日(水)より開始する「とよのんプレミアム付デジタル商品券」事業に参加する上で、【登録する店舗情報】への記載および【ご協力事項】の確認(全ての項目に)をお願いいたします。

《とよのんプレミアム付デジタル商品券加盟店登録申込書》

【登録する店舗情報】 ※店舗ごとに登録が必要です。

※記載の内容は、チラシ・HP 等に掲載します。

★主な業種	下記から主な業種を一つ選び、印してください（複数選択不可） スーパー、コンビニ、100円・ディスカウントショップ、飲食料品店、 衣料・身の回り品取扱店、雑貨店、メガネ・コンタクトレンズ・補聴器、 ドラッグストア・調剤薬局、おもちゃ・ベビー用品、飲食店、 クリーニング・コインランドリー、理容・美容店、リフォーム業、自転車販売、 その他小売業、その他サービス業、病院または医療機関等、書籍文房具小売店、 レンタカー、楽器店、その他業種		
★加盟店名 (屋号)			法人名 ※法人のみ
			ご担当者
★加盟店住所	〒563- 豊能町		
★加盟店電話		加盟店FAX	
★加盟店HP		【必須】取扱店メール	
<ul style="list-style-type: none"> ・掲載等ミスを防止するため、ハイフン・アンダーバー、ゼロ・オーなどを分かりやすくご記載ください。 ・上記項目について「ない」場合は、「なし」とご記入してください。 			

※事務局からの連絡や書類を受け取る際に、上記とは異なる住所等の場合は下記にご記載ください。【任意】

送付住所	〒 -		
送付宛名		電話	

【ご協力事項】

※下記の項目をご確認のうえ、全て同意した上でをしていただいた店舗が申込みできます。

- デジタル商品券であり、従来の紙の商品券とは異なり、商品券数え間違い防止や押印不要、金融機関での換金手続き不要、1円単位までご利用可能、非接触決済（コロナ対策）などのメリットがあります。また換金手数料、決済手数料も発生しません。新しい日常を意識したキャッシュレス決済導入のきっかけに繋がってください。
- お客様と取引するためには、加盟店側でスマートフォンやタブレットなどの決済端末機の用意が必要です。（すでにお持ちの端末で使用できます。）
- 精算は月一回となります。また、精算にあたり事務局にお越しいただいての手続きが必要です
- スマートフォンやタブレットの決済サイトのご利用方法については、マニュアルを配付しますので、安心してご利用できます。